



TOKIO MARINE
ASSET MGT

2020年4月1日作成

東京海上・年金運用型戦略ファンド（年1回決算型） 愛称：年金ぷらす

販売用資料

愛称の「年金ぷらす」とは、将来の年金受給とは別の、「ゆとりあるセカンドライフ」に備えた資産づくりをめざすことを意味しており、当ファンドをお申込みいただくことで年金額が上乗せされるものではありません。当ファンドは投資信託であり、元本が保証されているものではありません。また、公的年金や企業年金ではなく、生命保険会社等が提供する年金商品とも異なります。

基本資産配分比率変更のお知らせ

2020年3月31日、公的年金のうち、「国民年金」と「厚生年金保険」の積立金を管理・運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、資産構成割合の見直しを行い、翌4月1日より新たな資産構成（基本ポートフォリオ）にて運用を行うことを発表しました。これに伴い、公的年金の基本ポートフォリオを参照して運用を行う当ファンドも、4月1日付で基本資産配分比率を以下の通り変更いたしましたので、お知らせいたします。なお、当ファンドにおける基本資産配分比率の変更は、設定日（2015年7月17日）以降初となります。

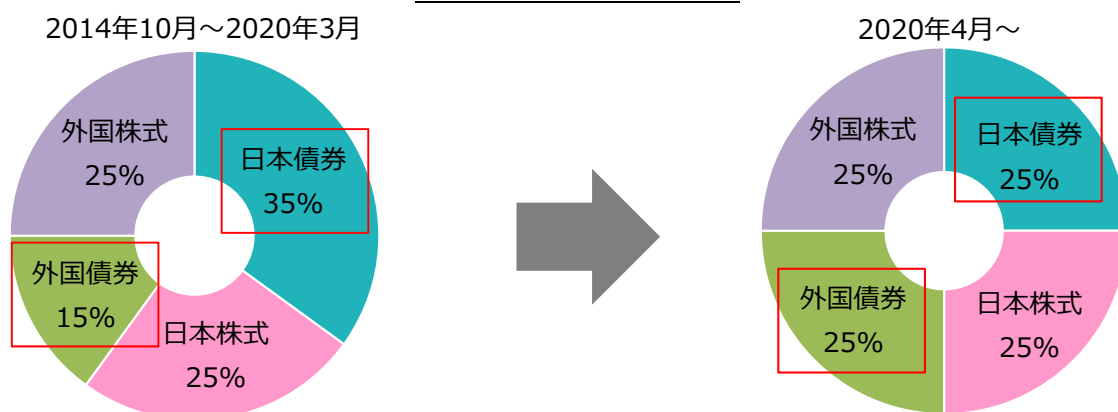
また、今回の資産配分比率の変更において、各組入マザーファンドの変更・入れ替えは行っておりません。

当ファンドでは、今後も、中長期的なリターンをより重視する観点から、GPIFの基本ポートフォリオを参照し、国内外の複数資産に分散投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ってまいります。

※ファンドは、東京海上アセットマネジメントが公的年金の基本ポートフォリオを参照して、独自に基本資産配分比率を決定するものであり、公的年金やGPIFと何ら関係有するものではありません。

※ファンドの運用は、GPIFの投資成果に連動することをめざすものではありません。また、生命保険会社等が提供する年金商品とは異なります。

GPIFの基本ポートフォリオ



出所：GPIFの公表情報を基に作成

当ファンドにおける基本資産配分比率および各マザーファンドへの基本投資比率（2020年4月1日現在）

基本資産配分比率		マザーファンド	基本投資比率	投資目的
日本債券	35% → <u>25%</u>	TMA日本債券インデックスマザーファンド	17.5% → <u>12.5%</u>	NOMURA－BPI（総合）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
		TMA日本債券 マザーファンド	17.5% → <u>12.5%</u>	NOMURA－BPI（総合）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。
日本株式	25% (変更なし)	東京海上・JPX日経400インデックス マザーファンド	12.5%	JPX日経400に連動する投資成果を目標として運用を行います。
		TMA日本株アクティブマザーファンド	12.5%	TOPIXをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。
外国債券	15% → <u>25%</u>	TMA外国債券インデックスマザーファンド	7.5% → <u>12.5%</u>	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
		TMA外国債券 マザーファンド	7.5% → <u>12.5%</u>	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。
外国株式	25% (変更なし)	TMA外国株式インデックスマザーファンド	12.5%	MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
		TMA外国株式 マザーファンド	12.5%	MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

※基本資産配分比率を基準に、原則として各資産ごとに一定の範囲内（±5%）に収まるように調整します。

※上記は、作成日現在のものであり、公的年金の基本ポートフォリオが変更された場合には、委託会社の判断により「基本資産配分比率」、「基本投資比率」等を変更することがあります。

(ご参考) 設定来の基準価額の推移

期間：2015年7月17日～2020年3月31日、日次



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※これまで分配金実績がないため、基準価額（税引前分配金再投資）は表示していません。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

<各マザーファンドが対象とする指数について>

●「NOMURA－BPI 野村債券・パフォーマンス・インデックス（総合）」とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA－BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

●「JPX日経400」は、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所（以下総称して「JPXグループ」といいます。）並びに株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経400」自体及び「JPX日経400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」及び「日経」は、その運用及びファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

●「TOPIX」は東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が所有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

●「FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。

MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任にも負いません。

ファンドの主なリスク

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- **運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- 投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 お申込みには、収益分配金の受取方法により以下の2種類のコースがあります。 [分配金受取りコース] 分配金を受け取るコースです。 [分配金再投資コース] 分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
 申込みについて	申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金 申込受付の中止 および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日
 その他	信託期間	無期限(2015年7月17日設定)
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	1月25日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2020年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの費用 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 2.2%(税抜2.0%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年率1.3695%(税抜1.245%) を乗じて得た金額
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・ 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・ 信託事務等にかかる諸費用 ※ 監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

ファンドの関係法人

■ 販売会社

商号（五十音順）	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社 足利銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第43号	○		○	
株式会社 池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号	○		○	
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社 西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第6号	○		○	
株式会社 山形銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第12号	○			

■ 設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

商 号 等： 東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般的な留意事項

■ 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。■ 当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■ 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。■ 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■ 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。■ 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。■ 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■ 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。